

要望（陳情）等回答書

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

回答年月日	令和2年5月21日
担当部署	医療保険室 保険管理課
所属長	高井 成博
担当者	井上 通彦

令和2年4月20日付で依頼のありました「新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書」につきまして、以下のとおり回答いたします。

質問	回答
① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。	傷病手当金の支給につきましては令和2年4月17日に市長専決にて条例改正を行い、ホームページ、市政だより（5/15号）への掲載等により周知を実施しており、感染拡大防止の観点から、郵送での申請受付をご案内しております。 被用者以外への支給につきましては、傷病手当金の性質上難しいと考えています。
② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯に対しての減免（以下「特別減免」といいます。）を行うべく、条例等の整備を進めているとこ

<p>保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し、申請書も同封し、感染予防のために窓口に行かなくてもできるようにすること。</p>	<p>ろです。</p> <p>令和2年4月8日付の国からの事務連絡で示されている特別減免の基準によると、これに当てはまらない世帯の割合が高いことが見込まれること及び全世帯への保険料当初決定通知書（以下「決定通知書」といいます。）の送付に伴い、例年多数の問い合わせや相談のため窓口が大変混雑し、電話も繋がりにくい状況になること。また、特別減免の申請等にあっては、その要件や添付資料について一定の相談等が必要となりますことから、申請書の同封につきましては見送らせていただく予定としています。</p> <p>なお、特別減免に関する周知につきましては、決定通知書に同封のパンフレットにはこの制度についての説明文の記載のほか、市政だよりや本市ウェブサイトでもこれを行う方向で検討中です。</p> <p>併せて、なるべく来庁ではなく電話での問い合わせをしていただくよう引き続き周知を行うとともに、決定通知書発送後の電話での相談時には、状況を聞き取りし、特別減免など世帯に応じて適用できる減免等がある場合は、内容に応じた申請書を送付する等での対応をさせていただきます。</p>
<p>③納付困難な保険料については、納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。</p> <p>④違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮する事態を作らないこと。</p>	<p>納付相談時の生活状況の聞き取りや、法律に基づく財産調査等により相談者の状況を把握し、保険料を納付することが困難であると認められる場合、分割納付など納付の猶予等の対応を行っています。</p> <p>また、生活困窮により納付困難な世帯につきましては、滞納処分の執行停止も含めた折衝としております。</p>

<p>⑤②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。</p>	<p>一部負担金減免につきましては、府の統一基準に拠り運用しております。収入が減少した場合は、申請時の収入額及び預貯金の額が基準額以下であれば対象となります。</p> <p>申請につきましては、感染拡大防止の観点から、郵送での申請受付をご案内しております。</p>
--	--